

不敬罪の代行 戦前への回帰

東京高裁でアマノ氏が敗訴したとき、アマノ氏は「パロディ」は、批判の武器として、私たち庶民の有効な道具だが、それに足かせをはめて、正当な批判を圧殺することは許せない」という談話を発表している(83・2・24朝日)。

その意味で、昨年一月、天皇の写真と署名を印刷し、「これはゴミです。拾ってはいけません」などと書いた風刺ビラをまこうとした詩人ら二名が、御名御璽偽造容疑でビラを押収された事件は、まさにアマノ氏が批判する弾圧行為であった。

この事件で、詩人の安田長久さんらは「問題のビラは、天皇を風刺したパロディ。犯罪に当たらないのに、差し押さえ令状を請求した警官と令状を出した裁判官(大阪簡裁)の行為は違法」として、大阪府と国を相手に、国家賠償法に基づき、慰謝料など計一五〇万円の損害賠償を求める訴えを起こした。

五月二六日、大阪地裁は原告の主張をほぼ全面的に認め、大阪府と国に計六五万三千円の支払いを命じる判決を行った。たしかに、刑法一五四条には「行使ノ目的ヲ以テ御璽、国璽若クハ御名ヲ使用シテ詔書其他ノ文書ヲ偽造シ」た者は無期(一)又は三年以上の懲役に処す」という規定がある。

いかにも天皇主権下の古くさい規定で、戦後なぜ改正されなかったか、不思議なくらいであるが、今回の適用は、奥平康弘氏が指摘するように「明らかに昔の不敬罪を代行した」ものといえよう(86・5・28朝日)。

しかも、この事件は、日本の戦前回帰を示すものとして、国際的な反響さえ呼んでいる。すなわち、イギリスを代表する新聞「ザ・ガーディアン」は、五月八日付の紙面で「チャールズ・タイアナ・ヒロビト・ショー」という東京特派員のレポートを掲載したが、最後を、この事件で次のように締めくくっている。

「警察は、詩人が天皇の印章を偽造し

出版ニュース 6月下旬号より抄出

たと主張した。この事件はしりぞけられたけれども、それは、皇室に対する政府の態度が、菊の王座を民主化しようとしたマッカーサー元帥の改革を、ほとんど変更していないことを示している。天皇は神聖にして侵すべからず」と、旧憲法は宣言していた。

この思想は、今日の日本で、なお大いに生きており活発に生きています。江戸時代の落首が極刑に値したように、公権力やシンボルに対する風刺は、まだ当局によって危険視されている。山藤章二氏が適切にも述べたように、パロディは「尊大なもの、こわばったものに対するからかい」であり、「このからかいを低俗、不まじめとみるか、批判精神と見るかで評価がわかれるが、社会通念では、まだ前者ということだろう。」(83・2・24毎日)

「パロディ・不敬罪」

写真裁判差し戻し判決によつて……(青山学院大学教授)清水英夫

違法判決の背景 令状発付 御名御璽訴訟

などの手段で対抗する弁護士が少なからずいる原因がある。部が同地裁の裁判官を相手としないか、とされる。そのなかで、令状担当の裁判官の違法を理由とした国家賠償請求訴訟は、いま最高裁と全国の高級、地裁で十二件が争われている。捜査・差し押さえ令状の発付が七件、逮捕状三件、令状二件。容疑の必要性がないのに捜査、逮捕されたケースも少なくない。

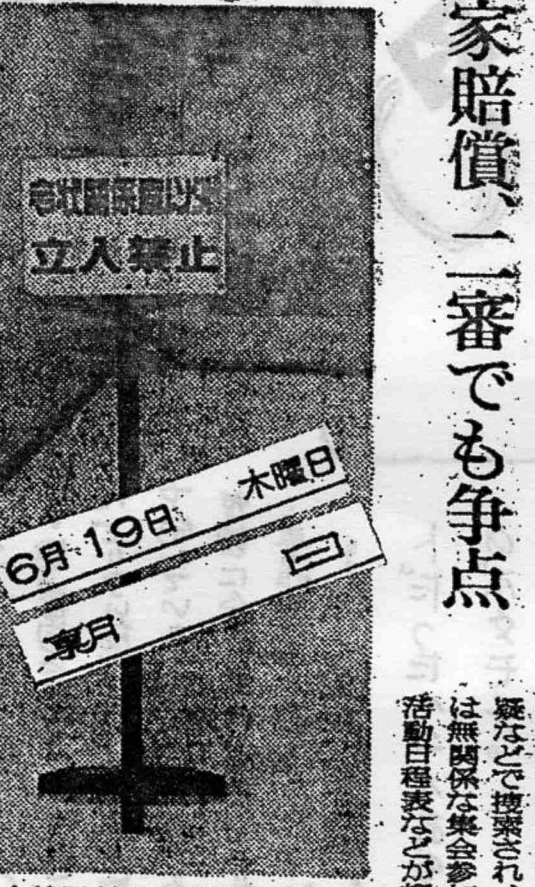
例えば、指紋押捺(おひ)を拒否したため逮捕された京都市内の団体幹部がこと五月、京都府警と京都地裁の裁判官を相手に国家賠償を請求した。全斗演習大統領の防犯反対などを表明するビラを電柱に張ったとして、市民運動団体の事務所が大阪府警外広告物条例違反容疑で捜査され、ビラ張りとは無関係な集會参加者の名簿や活動日程表などが押収された。

大阪地裁は、去年十一月、付は慎重に「捜査令状発付は慎重に」と要請書を出した。大阪府警に対して「ビラ張りの軽微な犯罪で、みだりに強制捜査は慎むべきだ」との警告書を送った。全斗演習大統領の防犯反対などを表明するビラを電柱に張ったとして、市民運動団体の事務所が大阪府警外広告物条例違反容疑で捜査され、ビラ張りとは無関係な集會参加者の名簿や活動日程表などが押収された。

大阪府警は「捜査令状発付は慎重に」と要請書を出した。大阪府警に対して「ビラ張りの軽微な犯罪で、みだりに強制捜査は慎むべきだ」との警告書を送った。全斗演習大統領の防犯反対などを表明するビラを電柱に張ったとして、市民運動団体の事務所が大阪府警外広告物条例違反容疑で捜査され、ビラ張りとは無関係な集會参加者の名簿や活動日程表などが押収された。

安易な判断戒める 国家賠償、一審でも争点

「御名御璽事件」は、大阪市内で反戦運動をしている詩人ら二人が、天皇の署名と印章をコピーした風刺ビラを正肖に各地でまこうとした五十九年来に約七万枚を作った。大阪府警は事前に見本ビラを入手、刑法一六四条の御名御璽偽造罪に当たるとして大阪簡裁に捜査・差し押さえ令状を請求。五十九年十一月二十七日に三千六百枚を差し押さえた。このため詩人らが「犯罪に当たらないのに捜査、差し押さえを受けた」と国家賠償を求めて提訴している。



令状発付は非公開で行われる。関係者以外を令状たてた部への立ち入りを禁じた。大阪地裁



捜査機関が裁判所に申請する令状は主に逮捕、この留、捜査、差し押さえ、身体検査など五種がある。令状発付は三千九百六十六件、発付率は九九・七九の具体的なケースはほとんど明らかでない。令状をめぐって争いが表面化するケースは、極めて少ない。高裁の必要性はなかった。また、身権侵害にあたる」としている。

一方、裁判などによつた裁判官のミスや理由に国家賠償を求めるとは、これまで、最高裁

「それでは、いまのうちに、プログラム編制の効果を、世に知らしめ、準備を整えておきたい。」という趣意で、例として、世田谷区民会館の「二重中」の集まりを、その例として、お話しする。……（中略）……

⑤ 伝播

それらのことはすべてこれから、山崎委員、事務局会議、実行委員、それこそ、ヤマがヤマガタの思ひつきまで、全れ、形としていくつか、具体化されていくこととなる。……（中略）……

実行委、参加者いつも50人以上（毎回多量の顔が来られたこと）として、80人、そのような心理が、その周辺の人へかへば、……（中略）……

（6）月中の実行委参加者署名、のべ署名、事務局会議に、……（中略）……

……（中略）……

⑥ 理想

……（中略）……

……（中略）……

⑦ 実現

……（中略）……

それをして、つかり達成しなければ、と、ほ入りに平をたずり、……（中略）……

⑧ 活動

……（中略）……

⑨ 数

……（中略）……

⑩ 月

……（中略）……